

電気通信大学受託研修員受入規程

制定 平成20年3月25日規程第8号
最終改正 令和3年12月13日規程第35号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）において、外部の機関（民間機関等を除く。）の教員又は研究者に対し、その専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的に、受託研修員として受け入れる場合の取扱いについて定めるものとする。

(資格)

第2条 受託研修員となることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構又は大学共同利用機関法人等の教員又は研究者
- (2) 公立大学、公立高等専門学校、私立学校又は専修学校の教職員
- (3) 独立行政法人教職員支援機構が行う教職員派遣研修による教職員
- (4) 都道府県教育委員会等が派遣する教職員

(手続)

第3条 委託者（別表に掲げる者をいう。）は、受託研修員として教職員又は研究者を派遣しようとするときは、別に定める受託研修員調書を添えて学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、本学の教育研究に支障のない限り、受入れを許可する。

(研究期間)

第4条 受託研修員の研究期間は、1年以内とし、その期間は受入日の属する事業年度の範囲内とする。

(研究料)

第5条 委託者は、第3条の規定による受入れの許可があったときは、本学が定める期日までに、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める研究料を支払わなければならない。

2 所定の期日までに研究料を支払わないときは、受入れの許可を取り消す。

3 支払済みの研究料は、いかなる理由があっても返還しない。

(指導方法)

第6条 学長は、受託研修員の研究内容に応じ、指導教員を指定するものとする。

(研究の中止)

第7条 受託研修員が研究を中止しようとするときは、直ちに指導教員を経て、学長に申し出なければならない。

2 病気その他の理由により、研究を継続することが不相当と認められる受託研修員には、指導教員の申し出により、学長は研究の中止を命ずることがある。

(証明書の発行)

第8条 受託研修員が所定の研究を終了したときは、学長は本人の願い出により、その研

究事項について証明書を発行することができる。

(施設・設備等の利用)

第9条 受託研修員は、研究する上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(規則等の遵守)

第10条 受託研修員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

(事務)

第11条 受託研修員に関する事務は、学術国際部研究推進課で行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研修員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 電気通信大学内地研究員受入規程（昭和60年2月1日施行）及び私学研修員、専修学校研修員、公立高等専門学校研修員、公立大学研修員及び教員研修センター研修員受入規程（昭和59年5月17日施行）は、廃止する。

附 則 （平成24年5月22日規程第28号）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 （平成26年2月26日規程第52号）

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則 （平成29年3月27日規程第135号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成30年3月30日規程第80号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （令和3年12月13日規程第35号）

この規程は、令和3年12月13日から施行する。

別表 委託者（第3条関係）

区 分	委 託 者
国立大学法人の教員又は研究者	大学長
独立行政法人国立高等専門学校機構の教員又は研究者	学校長
大学共同利用機関法人等の教員又は研究者	機関等の長
公立大学の教職員	大学長
公立高等専門学校の教職員	学校長
私立学校の教職員	学校長
専修学校の教職員	一般財団法人職業教育・キャリア教育財団理事長
独立行政法人教職員支援機構が行う教職員派遣研修による教職員	独立行政法人教職員支援機構理事長
都道府県教育委員会等が派遣する教職員	教育委員会又は都道府県知事若しくは市長